

野田市留守家庭学童保育所保育料減免決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長



年 月 日付けで申請のあった野田市留守家庭学童保育所保育料の減免については、野田市留守家庭学童保育所設置条例施行規則第10条第7項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 決定

入所児童の氏名	
減免の期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定済保育料の額	円
減免した保育料の額	円
減免後の保育料の額	円

2 却下

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日か

ら起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。